

一般社団法人日本獣医麻酔外科学会謝金支払規程

平成27年5月1日制定
改定履歴

令和3年5月27日

令和5年3月10日

令和7年6月23日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本獣医麻酔外科学会（以下、「当法人」という。）が支払う謝金について必要な事項を定め、会務の円滑な運営と会費の適正な支出を図ることを目的とする。

(会員への謝金)

第2条 当法人の会員に対する謝金は、別表1の通りとする。ただし、別表1に掲げる金額は、源泉所得税控除後の金額とする。

(非会員への謝金)

第3条 当法人の非会員に対する謝金は、別表2の通りとする。ただし、別表2に掲げる金額は、源泉所得税控除後の金額とする。

(源泉徴収)

第4条 支払対象者が源泉徴収を要する者の場合は、所得税の源泉徴収税額を控除した金額を支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、第2条別紙1中「シンポジウム」、「パネルディスカッション」の3（時間的拘束費用）及び「座長」については、当分の間、適用しない。
- 3 第2条および第3条に関して、新型コロナウイルス感染症予防対策あるいは、その他の事由によって、学術集会、各地区講習会および各専門委員会が企画する講習会がWEB経由での開催となった場合、オンデマンド配信となった講演の講師に対する謝金は規定の150%とする。

- 4 医師、歯科医師、薬剤師などの医療系国家資格保持者を除く、弁護士など、他の国家資格保持者および著明な研究者を講師あるいは座長として招聘する場合の謝金については、当該講師の過去の業績などを勘案した上で、医師等の謝金基準を上限として、謝金額を個別に決定する。

別表1（第2条関係）

<p>「教育講演」、 「リフレッシュコー ース」</p>	<p>1 1コマ（50～60分）に対して金2万4千円を基本とする。 2 同一テーマで数コマ連続の場合（すなわち抄録はひとつ）は、1コマ目は金2万4千円、それ以降は1コマにつき金1万2千円ずつ加算する。 3 同一講師の連続コマでも別テーマの演題の場合（抄録も複数）は、それぞれ1コマ扱い（金2万4千円）とする。 4 会員向けの卒後教育教材として、当法人が講義動画を二次使用する事について、講師が許諾した場合は、講師謝金の30%を対価として講師に支払う。</p>
<p>「シンポジウム」、 「パネルディスカッ ション」</p>	<p>1 講演時間が40分以内の講演では、1コマに対して金1万2千円を基本とする。 2 講演時間が40分を超える場合は、1コマに対して金2万4千円を基本とする。 3 上記1又は2と同時に次の時間拘束費用（総合討論など）を加算する事ができる。 時間拘束費用：1プログラムあたり金6千円を上 限とする。</p>
<p>講習会などにおける 長時間の講演</p>	<p>最初の1時間を金2万4千円とし、以降1時間毎に金1万2千円を加算する。</p>
<p>座長（演者紹介及び進 行役の座長並びに一 般講演の座長を除 く。）</p>	<p>コーディネート又は総合討論が必要な場合で、単 独座長にあつては金1万2千円、複数座長にあつては1 人当たり金6千円を基本とする。</p>
<p>通訳</p>	<p>1時間あたり金1万2千円とする。</p>
<p>依頼原稿</p>	<p>1報あたり金3万円とする。</p>
<p>専門医および認定医 試験の運営</p>	<p>半日を金1万2千円、1日を金2万4千円とする。</p>
<p>認定医レポート審査</p>	<p>1レポートあたり金400円とする。</p>
<p>動画収録・編集</p>	<p>収録は半日を金5千円、1日を金1万円とする。編集 は1本あたり、金5千円とする。</p>
<p>理事会への出席</p>	<p>理事及び監事以外の者が理事会に出席した場合は、 理事会1回出席するごとに金6千円とする。</p>
<p>その他</p>	<p>必要に応じ、理事会において都度決定する。</p>

別表2（第3条関係）

<p>「教育講演」、 「リフレッシュコー ース」</p>	<p>1 獣医師の場合 1コマ（50～60分）に対して金3万6千円を基本とする。</p> <p>2 国内の医師、歯科医師、薬剤師その他医療系の国家資格を有する講師の場合 1コマ（50～60分）に対して金6万円から金12万円を基本とする。</p> <p>3 国内の講師で上記1及び2以外の場合 1コマ（50～60分）に対して金2万4千円から金3万6千円を基本とする。</p> <p>4 海外より招聘した場合 1コマ（50～60分）に対して金4万8千円から金7万2千円を基本とする。</p> <p>5 会員向けの卒後教育教材として、当法人が講義動画を二次使用する事について、講師が許諾した場合は、講師謝金の30%を対価として講師に支払う。</p>
<p>「シンポジウム」、 「パネルディスカッ ション」</p>	<p>1 獣医師の場合</p> <p>① 講演時間が40分以内の講演では、1コマに対して金1万8千円を基本とする。</p> <p>② 講演時間が40分を超える場合は、1コマに対して金3万6千円を基本とする。</p> <p>2 国内の医師、歯科医師、薬剤師その他医療系の国家資格を有する講師の場合</p> <p>① 講演時間が40分以内の講演では、1コマに対して金3万円から金6万円を基本とする。</p> <p>② 講演時間が40分を超える場合は、1コマに対して金6万円から金12万円を基本とする。</p> <p>3 国内の講師で上記1及び2以外の場合</p> <p>① 講演時間が40分以内の講演では、1コマに対して金1万2千円から金1万8千円を基本とする。</p> <p>② 講演時間が40分を超える場合は、1コマに対して金2万4千円から金3万6千円を基本とする。</p> <p>4 海外より招聘した場合</p>

	<p>① 講演時間が40分以内の講演では、1コマに対して金2万4千円から金3万6千円を基本とする。</p> <p>② 講演時間が40分を超える場合は、1コマに対して金4万8千円から金7万2千円を基本とする。</p>
<p>講習会などにおける長時間の講演</p>	<p>1 獣医師の場合 最初の1時間を金3万6千円とし、以降1時間毎に金1万8千円を加算する。</p> <p>2 国内の医師、歯科医師、薬剤師その他医療系の国家資格を有する場合 最初の1時間を金6万円から金12万円とし、以降1時間毎に金3万6千円から金6万円を加算する。</p> <p>3 国内の講師で上記1及び2以外の場合 最初の1時間を金2万4千円から金3万6千円とし、以降1時間毎に金1万2千円から金1万8千円を加算する。</p> <p>4 海外より招聘した場合 最初の1時間を金4万8千円から金7万2千円とし、以降1時間毎に金2万4千円から金3万6千円を加算する。</p>
<p>座長</p>	<p>1 獣医師の場合 単独座長にあつては金1万8千円、複数座長にあつては1人当たり金6千円とする。</p> <p>2 国内の医師、歯科医師、薬剤師その他医療系の国家資格を有する場合 単独座長にあつては金3万円から金6万円、複数座長にあつては1人当たり金1万8千円とする。</p> <p>3 国内の講師で上記1及び2以外の場合 単独座長にあつては金1万2千円から金1万8千円、複数座長にあつては1人当たり金6千円とする。</p> <p>4 海外より招聘した場合 単独座長にあつては金2万4千円から金3万6千円、複数座長にあつては1人当たり金1万2千円と</p>

	する。
通訳	<ol style="list-style-type: none"> 1 獣医師の場合 1時間あたり金1万8千円とする。 2 専門の通訳の場合 通訳業の相場に従う。
理事会や委員会への出席	理事会が認めた専門家が対面会議に出席した場合は、対面会議1回出席するごとに金6千円とする。
その他	必要に応じ、理事会において都度決定する。